

総社市告示第110号

総社市ファミリーサポートセンター事業実施要綱（平成17年総社市告示第97号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月19日

総社市長 片岡聰一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第10条関係）			別表第1（第10条関係）		
1時間当たりの利用料金			1時間当たりの利用料金		
平日（病児を除く。）	午前7時から午後6時まで	800円	平日（病児を除く。）	午前7時から午後6時まで	700円
	上記以外	900円		上記以外	800円
土日祝日（病児を除く。）	午前7時から午後6時まで	900円	土日祝日（病児を除く。）	午前7時から午後6時まで	800円
	上記以外	1,000円		上記以外	900円
平日（病児）	午前7時から午後6時まで	900円	平日（病児）	午前7時から午後6時まで	800円
	上記以外	1,000円		上記以外	900円
土日祝日（病児）	午前7時から午後6時まで	1,000円	土日祝日（病児）	午前7時から午後6時まで	900円
	上記以外	1,100円		上記以外	1,000円
備考			備考		
1及び2 略			1及び2 略		
3 援助活動において、提供会員の単独の移動を伴う場合は、原則として市内は <u>200円</u> 、市外は <u>300円</u> を支払うものとし、移動の距離が10kmを超える場合は、10kmを超える部分1kmにつき20円を加算する。			3 援助活動において、提供会員の単独の移動を伴う場合は、原則として市内は <u>120円</u> 、市外は <u>200円</u> を支払うものとし、移動の距離が10kmを超える場合は、10kmを超える部分1kmにつき20円を加算する。		
4～7 略			4～7 略		
別表第2（第10条関係）			別表第2（第10条関係）		
1回当たりの利用料金			1回当たりの利用料金		
平日	午前7時から午後6時まで	600円	平日	午前7時から午後6時まで	500円
	上記以外	700円		上記以外	600円
土日祝日	午前7時から午後6時まで	700円	土日祝日	午前7時から午後6時まで	600円

改 正 後			改 正 前		
	上記以外	800円		上記以外	700円
備考 略			備考 略		

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。